



■ 鯖江市社会教育・生涯学習推進計画策定委員名簿

順不同・敬称略

氏名	所属団体	区分
おざわ まさのぶ 小澤 正信	鯖江市社会教育委員会	委員長
に き さ お り 二木 佐緒里	防災士ネットワークさばえ	副委員長
わかいずみ かおる 若 泉 馨	鯖江市校長会	
ためざわ つよし 爲沢 剛	鯖江市社会教育委員会	
ともなが ひでのぶ 友永 英宣	鯖江市公民館長会	
みつはし さとこ 三橋 里子	一般社団法人 鯖江市スポーツ協会	
せきもと みつひろ 関本 光浩	さばえ SDGs 推進センター	
はった と し お 八田 登師男	特定非営利活動法人 さばえ NPO サポート	
ひめの たかこ 姫野 貴子	夢みらい館・さばえ	
わかばやし 若 林 みゆき	鯖江市地域で育む 子育て支援ネットワーク委員会	
はたなか まさひろ 畑中 雅博	特定非営利活動法人 エコプラザさばえ	
よしむら なおみ 吉村 直美	市民公募	

(12名)

■ 鯖江市社会教育・生涯学習推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 鯖江市社会教育・生涯学習推進計画（以下「計画」という。）の策定を行うため、鯖江市社会教育・生涯学習推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会教育または生涯学習に関わる機関および団体の関係者
- (3) 公募による市民
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(委員長および副委員長)

第4条 策定委員会に委員長および副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる策定委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず教育委員会が招集する。

■ 鯖江市社会教育・生涯学習推進計画策定の経緯

年 月	内 容
令和 5（2023）年 6 月 23 日（金）	教育委員会より社会教育委員会に対し、「第 2 期教育の振興に関する施策の大綱」の実現に向けた新しい社会教育・生涯学習の推進について諮問
令和 6（2024）年 1 月 23 日（火）	社会教育委員会より教育委員会に対し答申 社会教育・生涯学習により市民力・地域力を底上げするため、推進計画および推進本部の設置が求められる
9 月 1 日（日）	社会教育・生涯学習推進計画策定委員会設置要綱 施行
9 月 19 日（木）	社会教育・生涯学習推進庁内連絡会 開催 ・計画策定に至った経緯および計画の骨子（案）について
9 月 24 日（木）	【第 1 回】策定委員会 ・委員委嘱、計画策定の経緯および計画の骨子（案）について ・今後の計画策定スケジュール（案）について
10 月 15 日（火）～ 10 月 29 日（火）	計画への位置付け事業調査（市長部局および教育委員会各課等）
11 月 14 日（木）	【第 2 回】策定委員会 ・「『市民力』と『地域力』で目指そう！ウェルビーイング社会」と題し、合同ワークショップを実施（参加者：策定委員、社会教育委員、庁内連絡会委員、公民館職員等）
令和 7（2025）年 2 月 18 日（火）	【第 3 回】策定委員会 ・基本目標および施策の柱と各事業の位置付け（案）について協議
3 月 1 日（土）	鯖江市社会教育研究集会にて、計画の策定状況について中間報告
3 月 24 日（月）～ 3 月 27 日（木）	計画への位置付け事業に関する各課ヒアリング （市長部局および教育委員会各課等）
4 月 11 日（金）	【第 4 回】策定委員会 ・計画（案）について協議
5 月 8 日（木）	【第 5 回】策定委員会 ・計画（案）について協議
5 月 22 日（木）～ 6 月 4 日（水）	パブリックコメント実施
6 月 日（ ）	【第 6 回】策定委員会 ・計画（案）の確認について
6 月 日（ ）	『鯖江市社会教育・生涯学習推進計画』策定・公表

■ 鯖江市社会教育・生涯学習推進計画策定の風景



社会教育委員会から答申（R6.1.23）



庁内連絡会（R6.9.19）



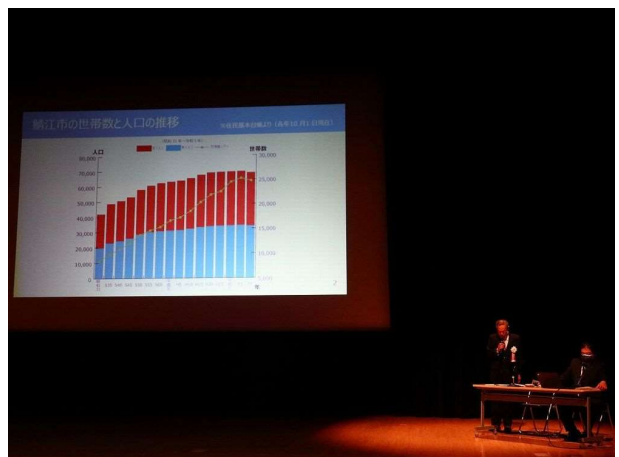
第1回策定委員会（R6.9.24）



合同ワークショップ（R6.11.14）



第3回策定委員会（R7.2.18）



社会教育研究集会での中間報告（R7.3.1）

「第2期教育の振興に関する施策の大綱」の実現に向けた
新しい社会教育・生涯学習の推進について（答申）

「市民力・地域力を底上げする社会教育・生涯学習」

（令和6年1月23日 鯖江市社会教育委員会）

現状と課題

国全体が少子化による激しい**人口減少**、**急速な高齢化**、グローバル化やデジタル化の進展など、今だかつてない変革期を迎えています。地域においても、人口減少に伴う消費の減少などにより **経済の縮小**や**地方財政の悪化**、**コミュニティの希薄化**など、様々な課題があります。今後は人口減少や長寿化が一層進み、さらに大きな社会の変革の波が訪れようとしています。

鯖江市は市制施行以来、順調に人口増加が続いてきましたが、令和3（2021）年度をピークに減少傾向に転じています。また、鯖江市における高齢化率は、国や県平均と比べると低い状態で推移しているものの、年々高くなっています。

鯖江市においても、人口減少や少子高齢化、コロナ禍の影響により、ご近所づきあいや地域行事への参加、町内や地縁組織などへの参画が衰退するなど、地域コミュニティの希薄化が顕著になっています。また、各種団体の後継者不足、育成や、若者の地域参加も大きな課題となっています。

一人ひとりがより豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会づくりを進めるためには、行政のみならず企業や大学、団体、個人など様々な主体がそれぞれの立場から主体的に取り組むことが必要となります。特に地域においては、行政＝サービスの提供者、住民＝サービスの享受者という二分論の役割分担によるのではなく、**住民自らが担い手としてその運営に主体的に関わっていくこと**が、これまで以上に重要となります。

鯖江市における地区別人口の推移

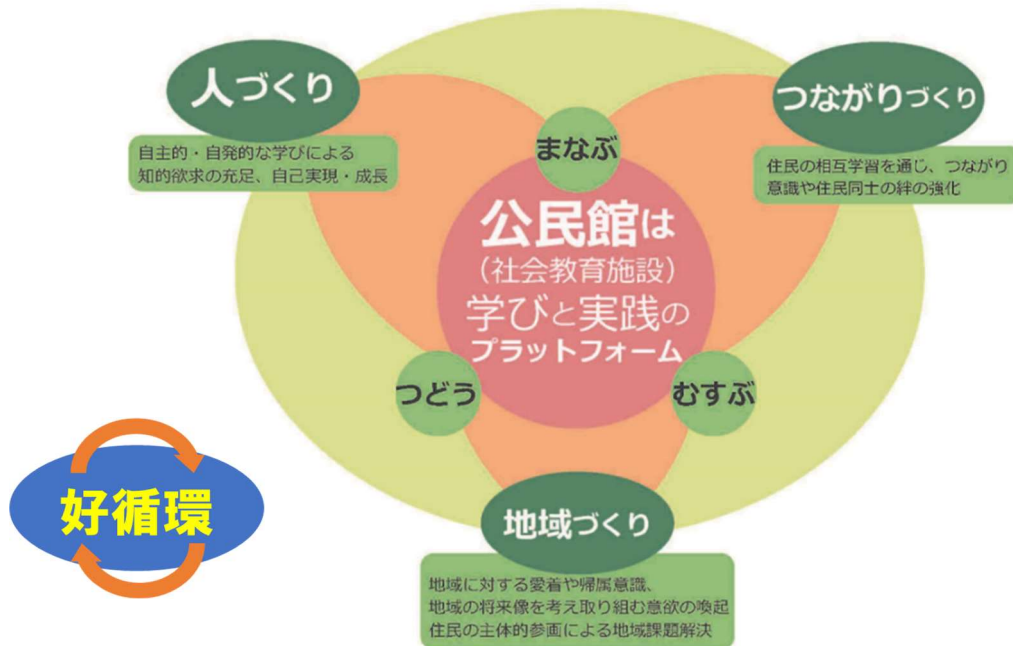
（平成元年～令和5年）



鯖江市が目指す 新しい社会教育・生涯学習の基本目標 「人づくり・つながりづくり・ 地域づくりの好循環」

社会教育・生涯学習の拠点となる公民館は、住民同士が「つどろ」「まなぶ」「むすぶ」ことを促し、人づくり・地域づくりに貢献しています。鯖江市では、この考え方を基本とし、今後目指す新しい社会教育・生涯学習の基本目標を「人づくり・つながりづくり・地域づくりの好循環」とします。これは、学びと実践活動を繰り返し継続することで、個人を豊かにし、そして繋がりをつくり、それが地域を豊かにする、この循環を創造していこうとするものです。

新しい社会教育・生涯学習が目指すもの



鯖江市民が共有すべき 新しい社会教育・生涯学習の指針

教育は、個人を豊かにすることに始まり、
社会を豊かにすることを目指すものです。



具体的な施策・事業(案)

【施策1】社会教育・生涯学習に関する 概念の意識改革

＜具体的な事業の例＞

- (1)連続研修会の実施
- (2)公民館職員会議の活性化
- (3)市長、教育長による社会教育・生涯学習推進のトップセールス
- (4)(仮称)社会教育推進本部の設置
- (5)社会教育推進計画の策定
- (6)公民館の利用拡大

【施策2】学校教育と社会教育の連携

＜具体的な事業の例＞

- (1)ふるさと教育によるポジティブ教育の推進
- (2)高校生、大学生の社会教育実践研究の場を提供
- (3)探究授業など、公民館と高校が連携
- (4)鯖江市役所JK課との連携・協力

【施策3】社会教育の担い手の拡大

＜具体的な事業の例＞

- (1)市長部局や企業、地域活動団体等による社会教育の提供
- (2)区長会、区長会OBやまちづくり団体との協働
- (3)生涯学習者の底辺拡大と社会教育者の創出
- (4)団体活動のPR

【施策4】青年層への社会教育のアプローチ

＜具体的な事業の例＞

- (1)ICTを活用した情報の受発信(WEB、SNSなど)
- (2)20～30代向けイベントの実施
- (3)今の時代にあった事業の企画(eスポーツなど)

【施策5】公民館運営協議会の改革

＜具体的な事業の例＞

- (1)委員構成の見直し(青年、壮年、パパママ世代など)
- (2)会議の熟議化(追認型の会議から熟議への転換)
- (3)社会教育委員(前任と現任)と公民館のつながり強化
- (4)各種団体のつながりを生かした事業の企画・実施

【施策6】公民館職員の働き方改革

＜具体的な事業の例＞

- (1)事務・事業の棚卸し
- (2)公民館職員顕彰規定の制定
- (3)国立社会教育実践センター等への研修派遣
- (4)公民館同士の横の連携
- (5)公民館職員の処遇改善と人材の確保
- (6)公民館への専門アドバイザー派遣の検討

(まとめ) 新しい社会教育・生涯学習が目指すもの

第2期教育大綱の基本理念は「ふるさとさばえに自信と誇りの持てる教育」です。

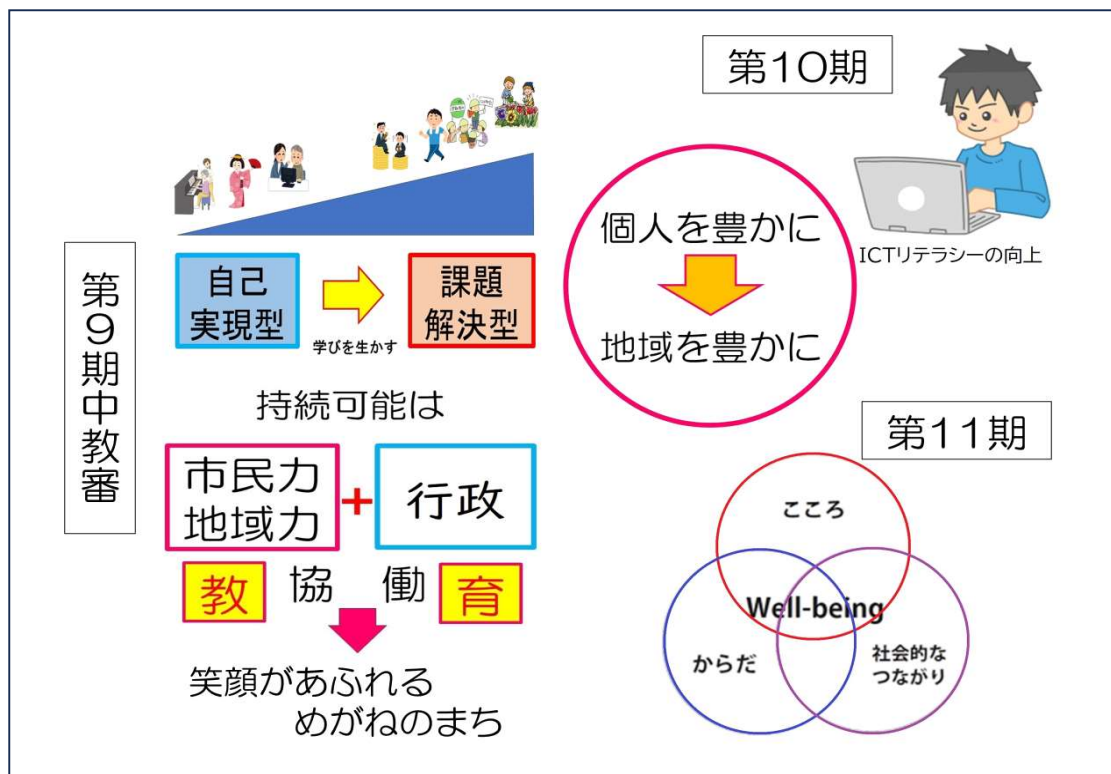
鯖江市が育んできた豊かな自然や歴史・伝統・文化に加え、先人の残した豊富な資産や宝に「市民力」があります。この「市民力」、ひいては「地域力」を底上げできるのは、社会教育・生涯学習に他なりません。

本答申では、社会教育・生涯学習の推進拠点施設である公民館に関する事項を取り上げていますが、社会教育施設全般においても、同様の考え方で市民の学びを支え、豊かな地域づくりを目指す必要があると考えます。本答申が、鯖江市の人づくり、つながりづくり、地域づくりにつながる諸施策の参考になれば幸いです。

市内各地区では、ふるさと愛の醸成に向けて、地区の特性を生かした様々な事業が実施されています。今年度の市内における各種事業・イベント等では、コロナ禍以前のにぎわいや市民の笑顔が戻ってきています。

この笑顔を次世代につないでいけるよう、新しい社会教育・生涯学習の理念の下で、ふるさとを愛する人が一人でも多く育ち、地域課題解決を自分事として捉え、活躍してくれることを期待しています。

そして、私たちのふるさとさばえが、いつまでも幸せに暮らす人たちの笑顔であふれることを願っています。



第2期教育の振興に関する施策の大綱

～ふるさとさばえに自信と誇りの持てる教育～

令和4年3月

鯖江市

教育の振興に関する施策の大綱改定にあたって

本市において最初の「教育の振興に関する施策の大綱」（以下「教育大綱」という。）が定められた平成２７年から、すでに７年が経過しており、本格的な人口減少時代の到来やコミュニティの希薄化による地域課題は、今後ますます顕在化するものと考えられます。

また、自然災害の大規模化や市民ニーズの多様化・複雑化、ＩＣＴの普及など、市民生活や教育を取り巻く環境は大きく変化しており、新たな時代に対応しながら、これからも市民一人ひとりが幸せな生活を送るためには、住民自らが地域運営の担い手として主体的に関わることが重要です。

これらを踏まえ、今般の改定にあたっては、これまでの教育大綱の基本理念を継承しつつ、第２期鯖江市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進にかかる先導的・横断的な２つの方針である「育てやすい 暮らしやすいまちづくり」「みんな輝く市民活躍のまちづくり」や、各種団体等の意見を集約する中で導き出されたキーワードとして「多様性（ダイバーシティ）」「強靱性（レジリエンス）」「ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進」を新たな観点として、現行の大綱を見直すこととしました。

本市ではこれまでも、子どもたちが生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む教育に積極的に取り組み、自分の夢の実現に向かってしっかり努力し、ふるさとさばえの発展を志向できる子どもの育成に注力してきました。今後も、子どもたちの「生きる力」を育む学校教育を推進するとともに、幅広い分野で多くの市民の皆様に子どもたちの「学び」と「育ち」を支えていただいていることから「地域とともにある学校」に努めてまいります。

また、本市の宝である「市民力」をさらに高めていただくため、市民の皆様「学びの機会を広げる」「教育の質を高める」といった観点から、社会教育の推進が今まで以上に重要になります。現在も社会教育・地域コミュニティの中核施設としての役割を果たしている公民館においては、人づくりにとどまらず、つながりづくりを進め、環境、地域福祉、防災など、住民の自助・共助による持続可能な地域づくりを目指します。

今後、新しい教育大綱の下で、学校教育と社会教育の２本柱を核に、人生１００年時代を見据え、子どもから大人まで「ふるさとさばえに自信と誇りの持てる教育」を推進し、教育による持続可能な「笑顔があふれるめがねのまちさばえ」の実現を目指します。

1 鯖江市の教育の基本理念

ふるさとさばえに自信と誇りの持てる教育

本市は、第2期鯖江市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本コンセプト『世界のめがねの聖地SABA Eの確立』を踏まえ、本市が育んできた豊かな自然や歴史・伝統・文化、先人の残した豊富な資産や宝を活かし、子どもから大人まで「ふるさとさばえに自信と誇りの持てる教育」を推進します。

2 大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年とします。

3 施策の基本目標

	施策展開に向けた8つの基本目標
1	ふるさとを学ぶ
2	生きる力を身につける
3	子育てと学校と地域を切れ目なくつなぐ
4	家庭や地域の教育力を高める
5	文化遺産を活かすとともに新たな文化を創造する
6	いつでも・どこでも・だれでも・たのしく学ぶ
7	いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも気軽にスポーツを楽しむ
8	人生100年の学びを支える

【教育行政におけるSDGsの推進について】

鯖江市は、国連が定めた持続可能な開発目標（SDGs）を推進しています。

この大綱を推進するにあたり、教育行政においてもSDGsを意識した施策を展開し、持続可能なまちづくりを目指します。

1 ふるさとを学ぶ

- (1) 先人から受け継いだ郷土の歴史、伝統、文化、産業、自然、環境等について、体験活動を推進し、子どもたちが自ら進んで学ぶふるさと学習や地域の人々とのふれあいを通して、ふるさとへの愛着と誇りを養うとともに、地域の課題と向き合い、地域文化を受け継ぎ、発展させる重要な一員であるという自覚を育みます。
- (2) 社会的・職業的な自立に向けてキャリア教育の推進を図るとともに、ものづくり体験、職場体験等を通して、地域産業の優れた技術や最先端技術による新分野への進出を体感することで将来性を理解し、ふるさとさばえで働く意識を高める教育を進めます。

2 生きる力を身につける

- (1) 豊かな人間性の育成をめざして、道德教育の充実、人権意識の醸成に努めます。
- (2) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に取り組み、自ら考える力を育むとともに、学力の向上を図ります。
- (3) 情報活用能力の育成を図るための環境を整えるとともに、ICTを活用した学習活動の充実を通して、教育の情報化を進めます。また、グローバルな人材（地元の発展に貢献できる人材や国際社会で活躍できる人材）育成に取り組みます。
- (4) 食育を通して、健康な心身の育成や伝統的な食文化の継承を図るとともに、食の恵みに対する感謝の心や「食と環境」「地産地消」など社会的課題に向き合う心を育てます。
- (5) 児童生徒に読書の楽しさや知ることの喜びを学習させ、豊かな感受性や人間性を育てます。
- (6) 生活の基礎となる体力・気力の充実を図るため、運動好き、体育好きの子どもたちの育成と生涯スポーツへの意識高揚を図ります。

- (7) 奉仕体験や地域活動への参加等を通して、子どもたちが進んで地域に貢献しようとする心やボランティア精神の醸成を図り、市民活躍のまちづくりの担い手を育てます。
- (8) 自らの命を守る防災教育を推進し、危険を予測し、回避する能力を高めるとともに、通学路の危険箇所の点検・対策の実施等、子どもたち周辺の安全対策を図ります。
- (9) 子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、自己肯定感の向上や友達同士で支え合える人間関係づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関等と連携しつつ、いじめ防止や不登校対策などの生徒指導上の課題に組織的に取り組みます。
- (10) 共生社会の実現に向けた特別支援教育を推進するとともに、障がいの有無や様々な家庭環境に関わらず、すべての子どもたちの学びを社会全体で支える環境づくりに努めます。
- (11) 2030年の地球を担う今の子どもたちに国連が定めた持続可能な開発目標（SDGs）を理解する学習を取り入れ、身近なところから考え、自分事として行動するきっかけづくりを進めます。

3 子育てと学校と地域を切れ目なくつなぐ

- (1) 幼児教育・保育に対する多様なニーズに応えるため、地域の実情を考慮しながら、保育所と幼稚園の機能をあわせもつ認定こども園への移行に取り組みます。
- (2) 地域の幼児が気軽に遊びにくることができる地域に開かれた保育所（園）・幼稚園・認定こども園づくりの取り組みを進めます。
- (3) すべての子どもたちが健やかに育ち、元気で就学していくために、家庭や地域との連携による取り組みや、小学校との学びのつながを進め、幼児教育の環境整備に努めます。

4 家庭や地域の教育力を高める

- (1) 家族の絆を深める取り組みなどの家庭教育への支援を通して、家庭や地域の教育力向上、子どもたちの活動の活性化と健全育成を目指します。
- (2) 将来の鯖江、地域を支える子どもたちの社会力を高めるため、地域活動等に参加する機会の確保に努めます。
- (3) 地域の青少年健全育成体制を充実し、地域ぐるみで青少年を守り育てる環境をつくるとともに、青少年補導体制を充実し、関係機関と連携して非行や問題行動の予防、早期発見、早期対応に努めます。
- (4) 若者の活動を支援するため、同世代とのふれあいや地域社会との接点の場をつくり、連帯感の創出や社会参加を促します。
- (5) 社会教育・地域コミュニティの中核施設としての役割を果たしている公民館を、人づくりにとどまらず、環境、地域福祉、防災など、住民の自助・共助による持続可能な地域づくりを目指す場として充実に努めます。

5 文化遺産を活かすとともに新たな文化を創造する

- (1) 伝統産業や食文化等も含めて、地域に根ざした文化遺産を保存・継承するとともに、その魅力に気づかれないままに埋もれている地域の文化遺産を掘り起こし、市民共有の宝として磨きをかけ、発信します。
- (2) 地域において長く守り伝えられてきた有形、無形の文化財を、ふるさと学習や観光資源として活用します。
- (3) 子どもから高齢者まで、すべての人が気軽に文化・芸術を鑑賞し、参加、創造することができるよう環境整備を進めます。
- (4) 一人ひとりが文化の担い手として主体的に活動できるよう人材育成を進め、個性豊かな新しい文化の共創に努めます。

6 いつでも・どこでも・だれでも・たのしく学ぶ

- (1) 市民一人一人の学習意欲の高まりやニーズに応え、多様な学習メニューを提供するとともに、ICTの活用等による開かれた学習機会の提供に努めます。
- (2) 市民や各種団体等との協働により、市民が歴史遺産に触れる機会や教養を身に付ける場を提供し、市民活躍による賑わいのあるまちづくりを目指します。
- (3) 高齢者が自ら学び地域社会活動への参画を図るため、全国に誇れる高年大学の充実など、生涯学習環境の整備に努めます。
- (4) 地域人材の発掘・育成等の人づくりに努めるとともに、学びの成果が地域づくりにつながるよう、生涯学習体制の整備・拡充に努めます。
- (5) 価値多様化や情報化が進展する社会に対応した知の集積・発信拠点として、図書館（文化の館）等の機能の充実を図ります。

7 いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも気軽にスポーツを楽しむ

- (1) 生涯スポーツの発展を図るため、総合型スポーツクラブとの連携など、青少年期から幅広いスポーツ種目に取り組める機会の確保に努めます。
- (2) 性別、年齢、障がいの有無に関わらず、誰もがいつまでも気軽にさまざまなスポーツに親しむことができる環境の整備に努めます。
- (3) 幅広いスポーツ種目を指導できる人材の確保、育成に努めます。

8 人生100年の学びを支える

- (1) 教育施設の適切な維持管理や長寿命化改修などを行い、安全で安心して学べる環境整備を行います。

- (2) 人生100年の学びを支える教職員や社会教育現場で働く人たちが、やりがいを持って働ける環境を整備します。
- (3) 市民・各種団体・企業など様々な関係者との連携・協働により、持続可能な学校教育ならびに社会教育の実現を目指します。

■ 鯖江市民主役条例

平成22年3月26日

条例第1号

鯖江の地には、先人の礎のもと育み築かれた歴史、伝統、文化、産業、そして豊かな自然とすばらしい環境があります。

地域社会の在り方や生活のスタイルが多様化する中、これらの貴重な宝を受け継ぎ、更に新たな価値を加えることで、住みたい、住んでよかつたと思える鯖江を創造し、子や孫たちに手渡していかなければなりません。

わたしたち（市民および市をいう。以下同じ。）は、市民一人一人の前向きな小さな声を集め建設的な大きな声とすることにより、思いを一つにし、ふるさとの再生に向けて喜びや痛みを共有、共感できるまちづくりを目指していきます。

ここに市民の参加と協働で、未来への夢と希望が広がる鯖江をつくるために、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、市民が市政に主体的な参加を果たし、未来に夢と希望の持てる鯖江の実現に向け、市民と市が共に汗を流すという意志と、それを実現するために市の施策の基本となる事項を定めることにより、自分たちのまちは自分たちがつくるという市民主役のまちづくりを進めることを目的とします。

（基本理念）

第2条 わたしたちは、まちづくりの主役は市民であるという思いを共有し、責任と自覚を持つて積極的にまちづくりを進めます。

2 わたしたちは、まちづくりの基本は人づくりであることを踏まえ、それぞれの経験と知識をいかし、共に学び、教え合います。

3 わたしたちは、自らが暮らすまちのまちづくり活動に興味、関心を持ち、交流や情報交換を進めることで、お互いに理解を深め、協力し合います。

4 市は、協働のパートナーとしてまちづくりに参加する市民の気持ちに寄り添い、その意思を尊重するとともに、自主自立を基本とした行政運営を進めます。

（ふるさと学習）

第3条 わたしたちは、ふるさとを愛する心を育むとともに、先人から受け継いだ郷土の歴史、伝統、文化、産業、自然、環境等を、自ら進んで学ぶふるさと学習を進めることにより、家庭、地域、学校が連携しながら、子どもも大人も一緒に人づくりに努めます。

（鯖江ブランド創造）

第4条 わたしたちは、ふるさと学習で学んだ成果を基に、これらをふるさとの宝として更に磨きをかけることにより、自信と誇りの持てる鯖江ブランドをつくり出し、鯖江らしさを全国に発信するとともに、市民主役のまちづくりにいかすよう努めます。

(ふるさと産業)

第5条 わたしたちは、地元で作られた農林商工業の産品を、業種や産業を越えて鯖江ブランドとして磨き上げ、競争力と発信力のあるふるさと産業をつくり出し、活性化するように努めます。

(地産地消)

第6条 わたしたちは、魅力あるふるさとの産品を率先して流通を図り、利活用することで、産業全体の地産地消を進め、ふるさと産業の活性化やまちの活力を産み出す運動に取り組むよう努めます。

(地域づくり)

第7条 市民は、市民主役のまちづくりの基盤である地域の個性をいかすとともに、世代、性別等を越えたさまざまな立場の人々が助け合い支え合いながら、継続して活動していくことのできる自主自立の地域づくりに努めます。

(ボランティア、市民活動)

第8条 市民は、まちづくりの主役として光り輝きながら、さまざまな地域課題に対応するボランティアや市民活動に積極的に参加するように努めます。

(情報の集約、発信)

第9条 わたしたちは、市民主役のまちづくり施策を効果的に進めるため、ふるさと産業、地域づくり、ボランティア、市民活動等それぞれの分野で情報を集約し、広く発信していくための仕組みづくりや拠点づくりに努めます。

(市民と行政の情報共有)

第10条 市は、積極的な情報公開や情報提供の運用を進めるとともに、パブリックコメント、審議会、タウンミーティング、ワークショップ等を通じ、市民との間で情報の共有化、活用を図るよう努めます。

(市民参画)

第11条 わたしたちは、市民自らが誇りややりがいを持って、市政や地域経営に直接携わることができるような仕組みづくりを進めることで、まちづくりの計画からその実施、評価までの各段階に応じ、継続した市民参画を実現するように努めます。

(条例の自己点検、見直し)

第12条 わたしたちは、市民の意識や社会の変化に応じて、自主的にこの条例の自己点検や見直しを行うよう努めます。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。